

国保の「高齢受給者証」更新について ～24年3月まで自己負担1割据え置き～

70～74歳の医療費について、軽減特例措置の継続により、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、病院等窓口での自己負担割合が、1割に据え置かれます(平成24年4月1日からは2割負担となる予定です。)。

対象の方には、4月以降使用する「高齢受給者証」が郵送されます(有効期限は次の更新時期となる4ヶ月後の平成23年7月31日までとなっていきます。)。

◆対象

国保の70～74歳の方で、1割負担の方。

※3割負担の方(現役並み所得者)は、更新の対象となりません。

◆注意事項

古い高齢受給者証は、各自で破棄してください。

《 転出する学生には「マル学」の保険証 》

大学・高校等に就学するため、他市町村に転出することになった場合、住民票を村外に移したあとも引き続き村の保険証を継続して使用できるという特例がありますが、そのためには“マル学”的申請が必要です。

印鑑、保険証及び合格通知書などの就学を証明するものをお持ちの上、村国保窓口で申請してください。

＜問い合わせ先＞ 村税務住民課 国保グループ ☎ 27-2111(内線153)

東通牛の特売日！

3月19日・29日

野牛川レストハウスにて販売!!

最高級黒毛和牛の牛肉を
是非ご賞味ください。

最高級の牛肉といわれる黒毛和種は
東通村の特産です。ぜひ、この機会に！

○問い合わせ先

社団法人 東通村産業振興公社

〒035-0103 青森県下北郡東通村大字野牛字野牛川61-6
TEL.0175(47)2115・(47)2266 FAX.0175(47)2113

